

“お星さま休暇”制度の創設について

平成18年11月1日
三ツ星ベルト株式会社

三ツ星ベルトグループは働きやすい職場環境づくりを通じて、従業員とその家族のお役に立てればと、このたび新たな支援制度を創設いたしましたので、お知らせいたします。

当社では母子または父子家庭、ならびに障害のある子どもをもつ従業員家族を支援するため、平成18年4月1日から“お星さま”制度を施行し、子ども一人につき月額3,000円の支援金を支給しています。

これらの家庭では、保護者が子どもの学校行事に参加するときや、子どもを通院させるときなどに休暇の取得が必要となります。また高齢化社会となり、要介護高齢者も増加しております。このことから対象を共働き世帯や要介護者をもつ世帯などに拡大し、休暇面での従業員支援を拡充するため、新たに“お星さま休暇”制度を創設いたします。

“お星さま休暇”制度では、従来の休暇・休業制度に加え、次の条件に該当する従業員に各々の日数 有給休暇を別途付与いたします。

平成18年11月1日より、申請受付を開始いたします。

【適用条件と付与日数】

- | | |
|------------------------------------|-------|
| ・ 小学生以下の子どもを有する共働き世帯の従業員 | 6日／年 |
| ・ 小学生以下の子どもを有する母子または父子家庭の従業員 | 9日／年 |
| ・ 障害のある満20歳未満の子どもを有する共働き世帯の従業員 | 12日／年 |
| ・ 障害のある満20歳未満の子どもを有する母子または父子家庭の従業員 | 12日／年 |
| ・ 介護を必要とする親族を有する従業員 | 12日／年 |

この支援制度は、すべての従業員が三ツ星ベルトグループで働いてよかったと思えるような環境を整えたいと考え、創設いたしました。条件を満たす従業員は、所属事業所に申請し休暇を取得しますが、申請にあたって特別な証明書などの提示は義務付けられていません。これは従業員を信じ、従業員を大切にしたいとの気持ちをもって運用するためです。